3 ストーカー事案への対応

ストーカー事案等は事態が急展開して重大 事件に発展するおそれが大きいことから、警 察においては、ストーカー事案等に一元的に 対処するための体制を全国の警察本部に確立 し、被害者等の安全確保を最優先に、加害者 の検挙や被害者等の保護措置等、組織による 迅速かつ的確な対応の徹底を図っているほ

か. 保護観察付執行猶予となった者に関する 保護観察所等との連携強化、被害者支援にお ける婦人相談所, 日本司法支援センター等の 関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害 の防止対策を推進している(P82 【施策番号 159】参照)。

ストーカー事案の検挙状況等

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
刑法・特別法検挙 ^{※1}			877	786	1,504	1,574	1,917
スト	トーカー規制法違反検挙	229	205	351	402	613	
	ストーカー行為罪		220	197	340	392	598
	禁止命令等違反		9	8	11	10	15
		警告	1,344	1,288	2,284	2,452	3,171
スト	ストーカー規制法の適用 禁止命令等		41	55	69	103	149
		仮の命令	0	0	0	0	2
警察本部長等の援助申出受理件数			2,470	2,771	4,485	6,770	7,649
内訳(複数計上)※	被害防止措置の教示		1,063	1,103	1,574	1,884	2,034
	被害防止交渉に必要な事項の連絡		136	139	233	285	359
	行為者の氏名及び連絡先の教示		98	96	156	298	329
	被害防止交渉に関する助言		215	184	324	365	366
	被害防止活動を行う民間組織の紹介		42	39	40	131	187
	被害防止交渉場所として警察施設の利用		160	128	154	210	240
	被害防止に資する物品の教示又は貸出		417	455	535	704	769
	警告等を実施した旨の書面の交付		25	26	46	47	133
	その他被害防止のために適切な措置**4		1,548	1,773	3,186	4,840	5,804
7	被害者への防犯指導		12,951	12,429	16,453	19,005	19,680
の他の対応※	行為者への指導警告		5,887	5,409	7,410	9,199	9,426
	パトロール		2,605	2,416	3,307	5,494	5,851
	他機関等への引継ぎ**5		44	39	100	89	340
	その他対応**6		1,402	1,391	1,818	2,197	3,073

- ※1 刑法・特別法検挙は、複数罪名で検挙した場合は、最も重い罪名のみを計上
- ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数全てを計上
- ※3 複数の対応をした場合は、それぞれに計上 ※4 「その他被害防止のために適切な措置」は、110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限事務における支援等 ※5 「他機関等への引継ぎ」の「他機関等」は、市町村、婦人相談所、医療機関等
- ※6 「その他対応」は、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示等

提供:警察庁

人身取引事案への対応

人身取引事犯の被害者については、その適 切な保護がなされるように関係機関・団体の 連携が図られている。警察においては、平成 16年から、人身取引に関係する国の在京大使 館・国際機関・NGO等を集めてコンタクトポ

イント会議を開催し、人身取引被害者の発見・ 保護等に関する意見交換を行うなどしている。

また、被害者が人身取引の被害を訴えるこ とを容易にするため、リーフレットを毎年作 成し広く配布しているほか、人身取引事犯の